

## 西宮市指定家事援助限定型訪問サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イの規定に基づき、指定家事援助限定型訪問サービスに要する費用の額の算定に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「実施指針」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号厚生労働省通知）の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(手続きに関する特例)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、指定家事援助限定型訪問サービスに要する費用の額の算定等に関し、必要な手続きを行うことができる。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和3年9月30日までの間は、改正後の西宮市指定家事援助限定型訪問サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱（次項において、「改正後要綱」という。）別表の指定家事援助限定型訪問サービス費のアからウまでについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

(介護職員処遇改善加算に係る経過措置)

3 令和3年3月31日において現にこの要綱による改正前の西宮市指定家事援助限定型訪問サービスに要する費用の額の算定に関する基準要綱別表の指定家事援助限定型訪問サービス費のオの注に係る届出を行っている指定家事援助限定型訪問サービス事業所であって、改正後要綱別表の指定家事援助限定型訪問サービス費のオの注に係る届出を行っていない事業所における介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表 指定家事援助限定型訪問サービス費単位数表

1 家事援助限定型訪問サービス費（1月につき）

ア 家事援助限定型訪問サービス費（Ⅰ）	941単位
イ 家事援助限定型訪問サービス費（Ⅱ）	1,879単位
ウ 家事援助限定型訪問サービス費（Ⅲ）	2,982単位

注1 利用者に対して、指定家事援助限定型訪問サービス事業所（西宮市指定家事援助限定型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定家事援助限定型訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（以下「指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱」という。）第5条第1項に規定する指定家事援助限定型訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の介護予防・生活支援員（同項に規定する介護予防・生活支援員をいう。以下同じ。）が、指定家事援助限定型訪問サービス（指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第4条に規定する指定家事援助限定型訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 家事援助限定型訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びビに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第15条に規定する介護予防ケアプランをいう。以下同じ。）において1週に1回程度の指定家事援助限定型訪問サービスが必要とされた者

イ 家事援助限定型訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいて1週に2回程度の指定家事援助限定型訪問サービスが必要とされた者

ウ 家事援助限定型訪問サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランにおいてイに掲げる回数を超える指定家事援助限定型訪問サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）

注2 指定家事援助限定型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定家事援助限定型訪問サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という）に居住する利用者又は指定家事援助限定型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 利用者が予防専門型訪問サービス、共生型予防専門型訪問サービス、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、家事援助限定型訪問サービス費は、算定しない。

注4 利用者が一の指定家事援助限定型訪問サービス事業所において指定家事援助限定型訪問サービスを受けている間は、当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所以外の指定家事援助限定型訪問サービス事業所が指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合に、家事援助限定型訪問サービス費は、

算定しない。

#### エ 初回加算 160単位

注 地域包括支援センター等（指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第10条に規定する地域包括支援センター等をいう。）において、新規に介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン等に指定家事援助限定型訪問サービスを位置付けた利用者に対して、介護予防・生活支援員を兼務している訪問事業責任者（指定家事援助限定型訪問サービス基準要綱第5条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ）が初回若しくは初回の指定家事援助限定型訪問サービスを行った日の属する月に指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合又は当該指定家事援助限定型訪問サービス事業所のその他の介護予防・生活支援員が初回若しくは初回の指定家事援助限定型訪問サービスを行った日の属する月に指定家事援助限定型訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### オ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第130号の規定により準用する同告示第48号の基準（同告示中「訪問型サービス費」とあるのは、「家事援助限定型訪問サービス費」と読み替えるものとする。以下同じ。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定家事援助限定型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）アからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）アからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）アからエまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

#### カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第131号の規定により準用する同告示第4号の2の基準（同告示中「訪問型サービス事業所」とあるのは、「指定家事援助限定型訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定家事援助限定型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）アからエまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）アからエまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

キ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第131号の2の規定により準用する同告示第4号の3の基準（同告示中「訪問型サービス事業所」とあるのは、「指定家事援助限定型訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定家事援助限定型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定家事援助限定型訪問サービスを行った場合は、アからエまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。